

【田子町教育委員会】

端末整備・更新計画

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
① 児童生徒数	222	219	214	205	199
② 予備機を含む 整備上限台数	255	251	246	－	－
③ 整備台数 (予備機除く)	－	－	214	－	－
④ ③のうち 基金事業によるもの	－	－	214	－	－
⑤ 累積更新率	0%	0%	100%	0%	0%
⑥ 予備機整備台数	－	－	32	－	－
⑦ ⑥のうち 基金事業によるもの	－	－	32	－	－
⑧ 予備機整備率	0%	0%	15%	0%	0%

(端末の整備・更新計画の考え方)

- ・ 前回の整備から 5 年を超えた端末を更新する。
- ・ 整備に当たっては、次年度の生徒の人数に応じた端末を整備する。

(更新対象端末のリユース、リサイクル、処分について)

○対象台数：301 台

○処分方法：

- ・ 小型家電リサイクル法の設定事業者再利用・再資源化を委託：261 台
- ・ その他（指導者用端末として活用）：40 台

○端末のデータの消去方法

- ・ 処分事業者へ委託する

○スケジュール（予定）

令和 9 年 3 月 新規整備端末の使用開始

令和 9 年 7 月 処分事業者選定

令和 9 年 9 月 使用端末の業者への引き渡し